

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制種別)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5002A	5002001			z09001	法務省、国土交通省、	特になし	不動産登記制度は、取引の安全を図るため、不動産(土地・建物)の物理的現況や権利関係を公示する制度であり、不正形な土地等を懸序するための制度ではない。 また、不動産登記の手続は、実体上の権利等を公示する手段であり、不動産登記法(手続法)等によって規律されているところ、実体法上に根拠(規定)のない権利や手続の結果を、単に手続法上の措置により公示することはできない。 一括して複数の土地を懸序する場合の公示(登記)については、土地政策上設けられた手続により実体関係が整理された上で、その結果を公示するものであり、まさに「要望理由」中に掲げられている土地区画整理事業においても、このような仕組みで公示が行われているところ、この事業にじまない土地について、複数の土地を一括して懸序しようとするのであれば、実体関係を整理するための土地政策上の手続が別途、同様必要となる。 したがって、公示(登記)手続に特例を設けることのみで、完結的に土地を懸序するという考え方には、制度の趣旨からも無理があり、不動産登記法及びその関係法令中には指摘されたような規制は存在しないものと考ええる。	e	l						個人	1	A	土地の敷地整理と電子境界確定事業の推進策	不正形な土地や道路付きの悪い土地を懸序するため、複数の土地の交換分合一括登記申請ができる、新たな不動産登記法の特例を設けるべきである、	ある一定の区域の土地所有者が共同して、その区域内の土地の交換分合に係る換地計画を作成し、共同して複数の土地の交換分合一括登記申請を行う。 また、その測量成果を電子境界確定事業の成果とする、	土地には、道路付や形状の悪さから有効な利用の図られていない土地があります。これらの土地を一括して懸序する仕組みは、現行法では土地区画整理法による土地区画整理事業(以下、単に「区画整理」という。)しかありません。しかし、区画整理は、都市計画区域内の土地に限られていることや、都市計画区域内の土地においても公共施設が整備されている土地や小さな面積の土地には馴染まない事業です。 そこで、これら土地についても、土地所有者全員の合意のもと、複数の土地の交換分合一括登記申請ができる、新たな不動産登記法の特例を設けるべきである、	同様な不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の特例 例 土地区画整理登記令(昭和三十年九月一日政令第百二十一号)	土地の敷地整理と電子境界確定事業の促進策について提案)
5003A	5003002			z09002	法務省、	弁護士法第72条・77条第3号	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の代理等の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない、また、その違反者には刑罰が科される、	C		弁護士法第72条は、弁護士でない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事務に介入することと禁ずると、当事者その他関係人らの利益を損ね、法律生活の公正な確保を妨げ、ひいては法律秩序を害することとなることから、これを禁止するために設けられたものである。 上記趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律を指すべきものとされるなど、法律専門家としての能力の、倫理的担保を確保するための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することは、十分な合理性、必要性があると考えられる。 不服申立代理において取り扱う法律事務は、その範囲が極めて多岐に渡り、かつ紛争の当事者その他関係人らの利益に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を扱う者について、弁護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者が法律事件についての法律事務を行うことを認めることは相当でない。				任意団体	2	A	行政庁への不服申立代理の行政書士への開放	弁護士法第72条により、行政庁への不服申立代理は弁護士の独占業務とされているが、行政書士も行えるよう、規制を緩和すべきである、	行政書士が行政庁への不服申立代理を行う、	行政書士以外の法律専門職(司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、皆、行政書士に行政書士法(平成14年法律第12号)に基づき、審査請求代理権がすでに認められている。一方、行政書士の使用試験である行政書士試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法があり、行政書士には不服申立代理を行うに十分な法律知識と専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は司法制度に参入できる行政書士の育成を目的に、平成16年度から各地の大学院と連携して、行政書士に司法研修(行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法)を履修させており、行政書士の法律知識と専門的能力はさらに向上している。このように不服申立代理を行うに十分な法律知識と専門的能力がある行政書士に、行政庁への不服申立代理権を認めないことは不合理である。 阿部孝雄氏(弁護士、元神戸大学大学院法学研究科教授)も「行政書士から離れた社会保険労務士は、すでに審査請求代理権を有している。行政書士も、その設けている許認可が取り消された場合には、それまでの事情を知っているのであるし、行政不服審査は紛争の最終であるから、紛争とはいかに、代償しても弊害はないはずである。しかも、司法書士が裁判権を行使取得したのは、弁護士が裁判事件をほとんど扱わないことが理由であるが、不服審査事件は弁護士とはあまりやっていないところから、とあるず行政書士でよいのではないかと、と述べている」(阿部孝雄氏「行政書士の未来像」(信山社)99頁から引用)。	弁護士法第72条		
5003A	5003003			z09003	総務省、法務省、	司法書士法第3条第1項第1号・第2号・第73条第1項・第78条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない、また、違反者には刑罰が科される、	C	l	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない、					任意団体	3	A	不動産相続手続に関する行政書士・司法書士の相互乗り入れ	不動産登記申請書の作成・法務局への提出は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とするものに限られ、行政書士も作成・提出が行えるよう、規制を緩和すべきである。一方、遺産分割協議書の作成は行政書士の専管業務とされているが、司法書士も作成が行えるよう、規制を緩和すべきである、	不動産相続手続に関して、行政書士が相続を原因とする不動産登記申請書の作成・法務局への提出を行い、一方、司法書士が遺産分割協議書の作成を行う、	司法書士法第3条行政書士法第1条の2		
5011A	5011001			z09004	法務省、	司法書士法第3条第1項第1号・第2号・第73条第1項・第78条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない、また、違反者には刑罰が科される、	C	l	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない、					個人	1	A	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである、	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受容することが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により過法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関する重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる、	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条		

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

[illegible]

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望 種別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5022A	5022003		G11	z09008	金融 庁、法 務省、	特定融 資枠契 約に関 する法 律第2 条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。		規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)において「平成18年度検討」となっていることも踏まえ、改めて借り手側のニーズを把握して頂くとともに、再度検討の状況を含め回答をお願いします。	b		コミットメントライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについては十分に見極めていく必要があると思われるので、借り手側から寄せられるコミットメントライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、把握に努めていきたい。検討については、金融機関はコミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に行う必要がある。	社団法人 第二地方銀行協会	3	A	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法および出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体等を加える。		コミットメントライン契約は、中小企業等にとっても安定的な資金調達のための有益な手段であり、中小企業の資金調達手段の多様化を図ることが可能となる。 なお、「各省庁からの再回答について、(平成18年8月14日)では、「優越的な地位を濫用し、・・・「借り手」にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがある。」とされているが、銀行は、監督当局からの要請等を踏まえ、優越的地位濫用防止のための適切な態勢の構築に努めていることから、そうした事態は生じないと考える。	・特定融資枠契約に関する法律第2条	
5032A	5032020		G11	z09008	金融 庁、法 務省、	特定融 資枠契 約に関 する法 律第2 条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。		要望者から以下の再意見が寄せられており、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)において「平成18年度検討」となっていることも踏まえ、改めて借り手側のニーズを把握して頂くとともに、再度検討の状況を含め回答をお願いします。 「検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。」	b		コミットメントライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについては十分に見極めていく必要があると思われるので、借り手側から寄せられるコミットメントライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、把握に努めていきたい。検討については、金融機関はコミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に行う必要がある。現時点でスケジュールを具体的に示すことは困難である。	都銀懇話会	20	A	特定融資枠契約の借主の対象範囲拡大	「特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加。 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)」資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができる者に、「合同会社、および「有限責任中間法人」を追加。		「)コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。同様に、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。)資産流動化業務において、有限会社と同様に、SPCとして利用されている合同会社および有限責任中間法人との間で、流動性補充のためにコミットメントライン契約を締結する必要がある場合がある。本要望が措置されれば、資産流動化業務の更なる進展が図られる。	・特定融資枠契約に関する法律第2条 ・特定融資枠契約の適用対象は、下記のように限定されている。 会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債額200億円以上) 資本金3億円超の株式会社 証券法規定で監査証明を受ける株式会社等 ・資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができるのは、株式会社に限定されている。	
5065A	5065004		G11	z09008	金融 庁、法 務省、	特定融 資枠契 約に関 する法 律第2 条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。 コミットメントラインの適用範囲を中小企業者に拡大することを希望する借り手企業は79.4%(平成18年3月中小企業庁実施による中小企業向けインターネットアンケートによる)に達している。(「経済産業省が平成18年7月に公表した「新しい中小企業金融研究会」報告書」平成16年5月28日に公表した中間報告では、コミットメントライン契約の効果をより幅広い企業に享受させていくことが必要であるとしている。(「経済産業省の産業構造審議会産業金融部会「新たな企業金融のあり方に関する検討小委員会」)。 早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		コミットメントライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについては十分に見極めていく必要があると思われるので、借り手側から寄せられるコミットメントライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、把握に努めていきたい。検討については、金融機関はコミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に行う必要がある。現時点でスケジュールを具体的に示すことは困難である。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。 コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社一などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広まりつつある。したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られることになるため、規制緩和していただきたい。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社一などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広まりつつある。したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られることになるため、規制緩和していただきたい。	特定融資枠契約に関する法律第2条	継続
5070A	5070006		G11	z09008	金融 庁、法 務省、	特定融 資枠契 約に関 する法 律第2 条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。 コミットメントラインの適用範囲を中小企業者に拡大することを希望する借り手企業は79.4%(平成18年3月中小企業庁実施による中小企業向けインターネットアンケートによる)に達している。(「経済産業省が平成18年7月に公表した「新しい中小企業金融研究会」報告書」平成16年5月28日に公表した中間報告では、コミットメントライン契約の効果をより幅広い企業に享受させていくことが必要であるとしている。(「経済産業省の産業構造審議会産業金融部会「新たな企業金融のあり方に関する検討小委員会」)。 早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	b		コミットメントライン契約を利用したいとの借り手側のニーズについては十分に見極めていく必要があると思われるので、借り手側から寄せられるコミットメントライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、把握に努めていきたい。検討については、金融機関はコミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手にコミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため、慎重に行う必要がある。現時点でスケジュールを具体的に示すことは困難である。	社団法人全国信用組合中央協会	6	A	コミットメントライン契約の適用対象企業を拡大すること	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。		信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	特定融資枠契約に関する法律第2条	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望 種別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5022A	5022001			z09009	内閣官 房、人事 院、内閣 府、公正 取引委員 会、警察 庁、防衛 省、金融 省、法務 省、外務 省、財務 省、文部 科学省、 厚生労働 省、農林 水産省、 経済産業 省、国土 交通省、 環境省	—	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する先掛債権の譲渡については解除されている。	b	—	全省庁の統一的なルールが策定されるならば、これに従い対応したい。		-				社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために先掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。		
5022A	5022002			z09010	法務省、	動産及び債権の譲渡の特例等に関する法律	動産譲渡登記のされた譲渡が、先行してされた占有改定を原因とする担保目的の譲渡に優先することにはされていない。	b		動産譲渡登記制度は運用開始後未だ1年程度を経たに過ぎないものであるから、法務省としては、今後の利用状況の推移を注視しつつ、関係省庁とも協力の上、この制度の周知を図るとともに、この制度が活用されるための環境整備に努める。	本件要望が求める動産譲渡登記への優先的付与は、動産譲渡登記制度の立憲段階においても最大の論点として積極的に検討されたものであるが、関係省庁や学識経験者の意見が大きく分かれ、対抗票の提出定数等を満たすことができない。制度の活用が期待しきれないなどの反対意見も強かったことから、審議が停滞したものである。したがって、制度の見直しを行うのは時期尚早である。	具体的な検討のスケジュールについて再度回答をお願いします。	b	l	優先効の付与の問題については、既に回答したとおり、法制審議会や国会において最大の論点として審議・検討された中で政策決定がされて間もない状況にあり、今後の更なる対応の必要性についての検討スケジュールを述べるべき状況にはないと考えている。	社団法人 第二地方銀行協会	2	A	動産譲渡登記制度の公示性の強化	登記された担保目的の動産譲渡は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるようにする。		動産譲渡登記制度により、動産担保の公示性は増しているものの、占有改定による先行の譲渡担保に劣する恐れがあることから、企業が動産を活用して行う資金調達の円滑化を阻害している。	・動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条	
5024A	5024011			z09011	警察 庁、法務 省、厚生労働省、	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	・在留資格「研修」の在留期間は、最長1年とされている。 ・研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。 ・技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	c	、	研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して制度自体の見直しを行っていることとしているが、研修生の受け入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要であると考えられる。 また当該制度は、事前に提出する研修計画に基づき一定の期間行われる研修により修得した技術・技能等の評価を行い、一定の水準に達している等の要件を満たした場合に、はじめて、技能実習に移行することが可能となるものであり、単に研修期間を短縮することはできない。研修・技能実習制度は、我が国において修得した技術等を本國で活かすという技能移転を目的とした制度であり、研修・技能実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨にも反するものであり、困難である。 また、研修・技能実習制度については、研修生等を低賃金労働者として稼働させるなど同制度の趣旨を逸脱などの問題が生じられない現状が底意としてある以上、まずはこれらの問題が解消されなければ潜在期間の伸長を含めた制度の緩和措置をとることはできない。技能実習の対象職種については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出し国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能検定制が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。 研修生は技術等を学ぶ者であるから、実務研修であっても、当然に労働者と同様の時間帯で行われるべきものではない。文部科学省による研修は一定の場合に限って認めており、この要件やこれまで認めた事例については既に公表している。		-			社団法人 日本自動車工業会	11	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	「研修」期間の短縮と「技能実習」期間の延長について ・研修期間：技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身に付けていれば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われ、研修期間は6ヵ月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間：派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記基準により研修期間が6ヵ月となった場合でも、現行制度では実務研修期間は2.5年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりと技能実習が必要であり、少なくとも5年間の必要である。研修・技能実習期間を5年に延長すべきである。 ・技能実習の対象職種の拡大 自動車産業の海外進出による現地生産が拡大し、現地従業員の技能実習生を多数受け入れている中、自動車製造関連の対象職種が少ないことにより、本来受け採すべき必要な技能実習が出来ない状況にある。自動車製造関連の職種の拡大を要望する。 研修期間中の実務研修における時間の制限の徹底 ・自動車産業の生産ラインは交替制勤務が主流である。実務研修はOJTが基本である以上、交替制勤務の7シフトの中での研修を行えるよう時間に関する制限の徹底を要望する。 また、現場におけるOJTという観点からは、ある一定幅の時間外勤務についての制限緩和を要望する。	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成 「技能実習」の対象職種の限定 研修期間中の研修時間の制限(時間外対応、交替制勤務対応の不可) 1年後の技能検定資格の取得の義務付け	グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人がわが国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2項の基準を定める法令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組み	・新規要望 ・当会重点要望項目	
5032A	5032023			z09012	法務省、	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	債権回収会社を取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	b		引き続き、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。	要望者から以下の再意見が寄せられており、具体的なスケジュールを含め、再度回答をお願いします。 「スケジュールに沿ってご検討いただき、速やかに措置願いたい。」		b		前回の回答のとおり、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであり、現段階で検討についての結論が出る時期につき、具体的に明らかにすることは困難である。	都銀懇話会	23	A	サービサーが取扱可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	・サービサーが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく「手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。	・現状のままでは、サービサーを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。 ・本要望が実現することにより、銀行債権をサービサーへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービサー業界双方の活性化に繋がる。	・債権管理回収業に関する特別措置法第2条 ・「債権管理回収業に関する特別措置法」(以下「サービサー法」)の規定上、サービサーが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲が限定的なため、銀行の希望通りサービサーへの委託が出来ないケースがある。		

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

[illegible]

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の内 容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要 望 事 項 番 号	要 望 種 別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望 内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041047		G12	z09017	警察 庁、法 務省、 厚生労働 省、	出入国 管理及び 難民認定 法第7条 第1項 第2号の 基準を定 める省令	・「技能」の在留資格は「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」であり、法務省令において調理人、建築技能者、航空機操縦者等が該当する者として定められている。	c		新たな分野における外国人の受入れについては、その受入れ分野のみならず、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える影響、例えば、国内労働市場への影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等について様々な観点から十分に勘案した上で、政府全体としての総合的な判断により決定されることが必要である。						日本ニュー ビジネス協議 会連合会	47	A	海外からのスパ・セラピストの受け入れ種の拡大	出入国管理及び難民認定法において、外国人労働者の受け入れを許可しているが、現在のところ、スパ(温浴+各種施術による心身の美容健康増進)のセラピスト(その施術者・サービス提供技能者)の受け入れの要件が明確化されていない。このため、国内において、海外の優れたスパ・セラピストによるサービスに提供を受けることが容易でなく、また、関連産業の発展の阻害要因にもなりかねない。	出入国管理及び難民認定法においては、外国人労働者の受け入れに際して、一定の技能を有する者については、例えば、料理人、建築士、ぶどう酒醸造など、特定の分野においては受け入れ要件が明確に位置付けられている。スパ・セラピストについても同様な要件を設定していただきたい。	国民にとって、海外の優れたスパサービスの提供を受けることが可能になり、心身のリフレッシュや健康な生活の向上が期待される。また、国内において、関連するサービス産業の発展が期待される。	出入国管理及び難民認定法第5条及び7条	
5075A	5075001		G12	z09017	警察 庁、法 務省、 厚生労働 省、	出入国管 理及び難 民認定法 第7条第1 項第2号 の基準を 定める省 令の研修 の在留資格 に係る5号 の特例を 定める件、出入 国管理 及び難 民認定 法第7 条第1項 第2号の 基準を定 める省令 の研修の 在留資格 に係る5号 の特例を 定める件	・受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定める場合については、一定の要件が免除されている。	d		当該研修が「国の…資金により主として運営されている事業として行われる研修」に該当するかどうかは、国が支出する資金の額、当該研修の実施に要する費用全体に占める割合、その実際の使途等を検討し個別に判断される。また、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の欄第9号により、当該研修に関し「あっせん」を行う機関が介在する場合には、「営利を目的とするものではないこと」と規定されており、当該研修の実施態様について、この点からも検討が必要となる。したがって、国から資金提供を受けている研修であることから、直ちに「国の…資金により主として運営されている事業として行われる研修」に該当するとは困難である。	「措置の分類」が「d 現行制度下で対応可能」とされたところ、以下の再意見を踏まえ、要望者が具体的事業を行うに当たって必要とされる手続や判断の基準を「措置の概要」にて明らかにされたい。 「当該研修が「国の…資金により主として運営されている事業として行われる研修」に該当するかどうかは、国が支出する資金の額、当該研修の実施に要する費用全体に占める割合、その実際の使途等を検討し個別に判断される。」との回答において個別に判断されるとは、具体的にどのような手続を踏み、どのような判断基準となるのかを伺いたい。 また、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の欄第9号により、当該研修に関し「あっせん」を行う機関が介在する場合には、「営利を目的とするものではないこと」と規定されており、当該研修の実施態様について、この点からも検討が必要となる。」との回答において営利を目的とするものではないという判断においては、本来、補助金事業は営利を目的として公費されるものではなく、実際に非営利団体も落札しているという現実を照らして、同事業を落札している民間企業であっても営利を目的としていないことは明らかである。」		当該研修が「国の…資金により主として運営されている事業として行われる研修」に該当するかどうかについては、入国・在留審査において、個別の申請の内容に基づいて判断される。「営利を目的とするものではないこと」とは、「研修の実施に関するあっせん」が営利を目的として行われるものではないこと、であり、研修に関するあっせんを行おうとする機関の体制や運営形態等についても精査した上で、当該機関において当該あっせんが営利を目的として行われるものでないことが確認される必要がある。	テンプスタッフ グループ(テン プスタッフ株 式会社、テン プロス株式 会社、テンプ スタッフ・ユニ バーサル株 式会社)	1	A	研修生の研修受入機関の特例の見直し	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の五号の特例を定める件の六号及び、出入国管理法及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の六号の特例を定める件の六号の「申請人が我が国の国の資金により主として運営されている事業として行われる研修」として、国の資金で補助する民間が主導となって行う事業を認めてほしい。	国の補助金を受けて行う事業としての研修の中で、その主体となる企業の集合研修は、(日本語研修、異文化研修、商習慣、日本文化、管理研修等)各企業で受け入れられる研修生に対して行われている研修である。共通の研修では、特に日本語教育及び日本文化研修など専門的知識を必要とし、その分野に特化した研修を実施するため、集合研修形式で、国から直接補助金の交付を受ける企業が実施できるようにする。	国の補助金を受けて行う事業としての研修は、認められている研修という扱いを受けるのに対して、補助金交付先が民間企業の場合、財団等が行っている研修(日本語研修や異文化研修、商習慣、日本文化、管理研修など)と同様の遂行能力があっても行うことができない。研修実施が可能になれば費用対効果及び研修の効果が高まる。また、財団で行われている研修と比較が可能になり双方の研修レベルが高まる。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の第五号の特例を定める件の六号及び、出入国管理法及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修在留資格に係る基準の六号の特例を定める件の六号			
5052A	5052001			z09018	法務 省、農 林水産 省、	組合等 登記令第 3条第3項、 第12条	従たる事務所の登記事項 項と同様。 代理人の登記は、これを置いた事務所において行う。	a		今般、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)において、各種法人の従たる事務所の所在地における登記事項の簡素化が図られたところであるが、農林中央金庫を含む組合等登記令の適用の対象となる法人についても、同様の措置を図ることを検討している。			a		要望事項については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」において措置する予定とされている。 なお、同政令案の公布は、閣議決定後、平成19年2月下旬～3月上旬に予定されており、また、施行は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(同法の公布の日(平成18年6月2日)から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日)の予定とされている。	農林中央金 庫	1	A	農林中央金庫の登記事項の簡素化	農林中央金庫の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同等の簡素化を要望する。	会社法の制定に伴い、会社の登記事項が簡素化され、銀行法、農協法、水協法等の各業法においても会社法と同様の登記事項の簡素化が実現したが、農林中央金庫の登記事項を定める組合等登記令においては、会社法に準じた登記事項の簡素化が行われていない。	このため、登記事務負担を軽減し、業務効率化を図る観点から、他業態と同等の簡素化を要望するもの。	組合等登記令第3条第3項 組合等登記令第12条	
5054A	5054046			z09019	法務 省、	良質な 賃貸住 宅等の 供給の 促進に 関する 特別措 置法附 則第3 条第1 項、借 宅法第 38条第 2項、 借地借 家法第 38条第 5項	定期借家制度導入前に締結された居住用普通借家契約については、当事者の合意に基づく定期借家契約への切替えが、当分の間、禁止されている。 定期借家契約を締結する際には、賃貸人は、あらかじめ、賃借人に対し、契約の更新がなく、期間の満了により契約が終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならず、この説明をしなかった場合には契約の更新がないとする特約は無効となる。 床面積が200平方メートル未満の居住用建物の定期借家契約については、転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、賃借人に中途解約が認められており、この中途解約権を排除する特約は無効となる。	b		本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広いヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。			b		自民党定期借家権等PTにおいて議員立法を視野に入れた検討が続けられているところであるが、法務省としては、借地借家法を所管する立場から、引き続き、的確、迅速な情報提供を行うなど、必要な協力を行ってまいりたい。	(社)日本経 済団体連合 会	46	A	定期借家制度の見直し	定期借家制度導入前の居住用普通借家契約についても定期借家契約に変更できるようにすべきである。 定期借家契約に関して、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 床面積200平方メートル未満の居住用建物に関しても、借家人の中途解約権を見直すべきである。	既存の借家契約を定期借家に切替えられないことが、定期借家制度普及のネックになっている。 契約上定期借家である旨が明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続きを煩雑にするだけである。 借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法38条第2項、第5項	定期借家制度導入前に締結された居住用普通借家契約は、当事者の合意に基づく定期借家契約への切替えが当分の間禁止されている。 定期借家契約を締結する際には、賃貸人はあらかじめ賃借人に対して、契約の更新がなく、期間の満了により契約が終了する旨を記載した書面を交付して説明しなければならず、この説明をしなかった場合には、契約の更新がないとする特約は無効となる。 床面積が200平方メートル未満の居住用建物の定期借家契約については、転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情により建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、賃借人に中途解約権が認められており、この中途解約権を排除する特約は無効となる。	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5054A	5054047			z09020	法務省、 借地借家法第28条		賃貸人が契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるとは、建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められることが必要とされている。	b	本要望に関しては、平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要な協力等を行っているところである。与党議員による検討作業は、法務省から「借家契約の正当事由に関する裁判例調査」の結果を、国土交通省から「定期借家制度実態調査」の結果をそれぞれ聴取し、また、業界団体、借地借家人関係団体、経済団体、学識経験者等から幅広くヒアリングを行うなどした上で、議員が各検討事項についての検討を行うという形で進められているものと承知している。		現状、普通借家契約においては、立退き料(明渡料)として貸主がそれまでに得た賃料収入合計を上回るような金額を請求されることも頻発しており、貸主が経済的に著しく不利な状況になっている。 建物の経済的耐用年数経過後の建替えが資金面でも期間面でも計画的に行えない現行の制度は、良質な賃貸ストックの更新を阻害する大きな要因となっており、不動産賃貸業者のみならず社会全体に対して不利益をもたらしている。 従って立退き料(明渡料)について、一定の上限を設定するべきである。 また、防災面も含めた都市機能の更新や正当事由に関する本来の目的、社会的な必要性を鑑み、正当事由制度について早急に廃止あるいは建替え要件など貸主の権利を一定程度認める制度改正を行うべきである。法務省には所管省庁として、積極的に早期の具体的実行をするべきである。	b	自民党定期借家権等PTにおいて議員立法を視野に入れた検討が続けられているところであるから、法務省としては、借地借家法を所管する立場から、引き続き、的確、迅速な情報提供を行うなど、必要な協力を行ってまいりたい。	(社)日本経済団体連合会	47	A	借地借家法における正当事由制度の見直し	賃貸借契約における正当事由制度を廃止すべきである。もしくは存続させる場合においても、建物の老朽化や耐震性、再開発を理由とした建替えの必要性などを正当事由とするべきである。 また、いわゆる立退き料についても正当事由の要件として位置付け、その上限を設定すべきである。上限設定の例としては、用途別(事務所、店舗、住宅)、目的別、築年数別などで立退き料を設定する方法などが考えられる。		旧借地借家法による普通賃貸借契約において、裁判所が非常に高額の立退き料を認定していることもあり、特に都市部の土地機能の更新(建物の建替え)の大きな障害となっているため、都市の防災上の観点からも好ましくならざる状況になっている。 不動産の流動化が進んでいる現在、特に開発型流動化案件は、立退き料の予測可能性が低いことが事業化に際しての大きなリスク要因となっている。立退き料の上限があれば、貸主は立退き料を暫定的に借主に支払うことで、明渡しを実現してから、裁判等によって金額の確定することも可能となる(迅速な明渡しが可能となる)。 借家における正当事由制度は、住宅不足が懸念された戦時中(昭和16年)に立法化されたものであり、現在は借家が十分存在するため、既に社会的使命を終えている。 立退き料が高額であるため、結果的に立退き料目的の不正業者の存在を助長している。	借地借家法第28条	賃貸人が借家契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるには、建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められることが必要とされている。		
5054A	5054050			z09021	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省、 借家法第28条		・旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなくてはならない。 ・氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には、当該宿泊者に対し、旅券の写しを求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。	c	外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものの、 要望内容にある、旅行会社等から入手する国籍及び旅券番号等を記載した団体旅行者名簿による確認による代替については、旅行会社等から入手する名簿の内容が正確であるという保証は必ずしもなく、これをもって外国人団体ツアーの場合において旅券の写しの保存の省略を認めることは、テロに対する国民の安全等を確保するという当該措置の趣旨・目的と照らし合わせると、困難である。			(社)日本経済団体連合会	50	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。		旅館・ホテルが旅行会社等から国籍及び旅券番号等を記載した団体旅行者名簿を予め入手できる外国人団体旅行者に関しては、同名簿と提示を求めた旅券を照合することで宿泊者名簿に記載する氏名および旅券番号等の正確性を確保できる。少なくとも他の方法によって正確性を確保できる場合は、旅館・ホテルの現場における混乱の発生をできる限り回避するよう、旅券写しの取得・保存の省略を認めるべきである。 「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について(平成18年8月14日)では、「テロに対する国民の安全等を確保するための施策の1つとして、その必要性が高いから、これを廃止することは困難である」とされており、本要望は、当該措置の廃止ではなく、運用の改善を求めているものであり、この点に留意した回答を求めたい。	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長通達により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。					
5054A	5054072			z09022	警察庁、法務省、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令		・介護分野に係る在留資格は設けられていない。	c	日比EPAにおける看護師、介護福祉士の受入れについて、本年9月9日に署名がなされ、現在、国会で審議されており、また、その受入れの詳細についても検討が行われているところであって、これが未だ実施されていない現段階において、介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難であり、今後の実施状況を踏まえ、慎重に検討を行っていく必要がある。		要望者からの以下の再意見、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」の第165回国会での承認、及び「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改正)」(平成18年3月31日)における「技術」、「人文知識・国際業務」の要件緩和などの事項の措置状況を踏まえ、「措置の分類」及び「措置の概要」につき、再検討されたい。 「所管省庁の今回の回答は、「国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる」という理由で、外国人介護福祉士のわが国の就業は認められないとしている。こうした現状認識は、日本経済団体がこれまで介護事業者等から聴取してきた人材供給不足を訴える切実な声と相容れない。所管省庁には、徒らに責を転嫁するのではなく、定量的なデータに裏打ちされた介護労働市場の今後の動態シミュレーションを提示した上で、将来のわが国介護福祉が現状のままでは持続可能か否か、行政の責任において明示していただきたい。」		日比EPAにおける看護師、介護福祉士の受入れについて、現在、その受入れの詳細について検討が行われているところであって、これが未だ実施されていない現段階において、介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難であり、今後の実施状況を踏まえ、慎重に検討を行っていく必要がある。	(社)日本経済団体連合会	72	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	介護業務に関する専門性を有する介護福祉士については、全国の介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。 (*) 将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。	少子高齢化が一層進展する一方で、日本人介護福祉士の離職率の高さにより、要介護者の十分なケアがなされない実感が深刻化する状況下、わが国の介護福祉士国家資格を取得した外国人については、専門的・技術的分野に該当する労働者とみなすべきである。また、質量ともにコントロールされた介護人材を外国から受け入れることは、高齢社会への現実的な対応のみならず、肉親の看病や在宅介護から解放される者の就業率の向上を通じて、わが国経済社会の活性化を促す一助となるものと期待される。今般、看護師、介護福祉士の受入れシステムを含む日比EPA経済連携協定(EPA)が締結されたことは、これまで専門的・技術的分野とみなされてこなかった介護分野における外国人就労への第一歩として、評価できる。しかしながら、わが国の介護サービスへの維持・充実の観点からも、EPA交渉に合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	2006年9月9日に日比EPAが締結され、一定の要件を満たすフィリピン人介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める滞在期間の上限1年(とくに、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることがなる日本国内の養成施設へ入学する枠組みも設けられることとなった。しかし、与えられる在留資格が「特定活動」と限定された場合には、期間更新が可能で、我が国で就労できる在留資格の整備を検討する。方針が示された(2006年7月19日)。また、規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(同年7月31日)においても「(「専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直しの一として、外国人介護福祉士の就労制限の緩和が提案されている。			
5054A	5054073			z09023	内閣官房、警察庁、法務省、出入国管理及び難民認定法第2条の第2号、別表第1		・在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」については、在留期間は最長3年となっている。	b	高度人材の在留期間の伸長については、本年の入管法改正により一定の範囲で実施(本年11月24日施行)したところであるが、それ以外の分野については、在留期間を伸長しても在留管理を適切に行い得る仕組みの構築について、現在、内閣官房に設置された「在留管理に関するワーキングチーム」において検討を行っているところであり、この結果等を踏まえて、検討していく必要がある。		要望者からの以下の再意見、及び「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)における「高度人材の移入に資する在留期間の見直し」との事項の措置時期を踏まえ、「措置の概要」につき、再検討されたい。 経済財政諮問会議等における検討を経て、一定の研究者やIT技術者について、所属先に一定の条件を付した上で、在留期間の上限を5年に伸長する措置が講じられたことは評価できる。今後、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者についてもわが国経済社会の様々な分野で活躍する「あるいは活躍が期待されている」高度人材の受け入れをより一層促進すべく、在留期間を5年に伸長するよう、法制上の措置を含め必要な対策を早急に講じていただきたい。」		「在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、専門的・技術的分野の外国人労働者については、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じられた上で、在留期間の上限を5年に引き上げるべき」との「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(平成18年12月25日)」を踏まえ、関係省庁とともに、必要な措置について検討を進めていくこととしている。	(社)日本経済団体連合会	73	A	高度人材に対する在留期間の長期化	一般の専門的・技術的分野の外国人労働者について、わが国経済社会の様々な分野で活躍する「あるいは活躍が期待されている」高度人材の受け入れをより一層促進すべく、在留期間を5年に伸長するよう、法制上の措置を含め必要な対策を早急に講じらるべきである。	専門的・技術的分野の中でも、在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができ一方、問題のない「高度人材」の身分の安定性は大いに高まると考えられる。 その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、内閣官房の「在留管理に関するワーキングチーム」等において、可及的速やかに結論を得べく、検討を加速化すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の第2号 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することし、安定的に我が国で活動しやすい方を確保する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を生じさせない仕組みを確立すること」を前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく、としている。 これを受けて、内閣官房/外国人の在留管理に関するワーキングチームや経済財政諮問会議等における検討を経て、一定の研究者やIT技術者について、所属先に一定の条件を付した上で、在留期間の上限を5年に伸長する措置が講じられた。			

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グループ 化番号	管理 コード	所管官 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望 内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5054A	5054074			z09024	法務省、厚生労働省、	出入国管理及び難民認定第2条の2、別表第1	・在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。 ・在留資格「企業内転動」をもって在留する者が行う活動は、在留活動「技術」又は「人文知識・国際業務」の活動とされている。			現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における受入れについては、政府として、我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分に勘案し、国民のコンセンサスを踏まえつつ、多方面から慎重に検討していくことが必要である。 また、「企業内転動」の在留資格をもって行う自然科学分野や人文・社会学分野における知識等を要する活動とはその性質を異にするものであることから、「企業内転動」の活動に、「技能」の活動を含めることは困難である。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の概要」において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)のうち、第2章第1、(5)「現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する」との記載や、副大臣会議によるとりまとめを受けた検討の現状を示されたい。 「わが国では少子化、高齢化の進展やいわゆる2007年問題の顕在化を受け、若年者や女性、高齢者等を積極的に活用する施策がとられつつあるが、一部の製造業、サービス業等の現場では、熟練技術・技能労働者等、高い人的資源の不足が懸念されている。このため、現在は専門的・技術的とされていない分野についても、資格や一定レベルの技能を持ち、日本語により仕事や生活に当たって十分な意思疎通ができる外国人材には、適切な管理の下に、幅広く就労を認める必要がある。 規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(7月31日)においては、専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲、要件の見直しについて提言されている。また、経済財政諮問会議(11月30日)においても、外国人労働者の就労可能範囲をいかに設定すべきか、見直しの方向性が議論されている。所掌官庁は、こうした広範な意見、要望を踏まえつつ、政府横断的な取り組み体制を整備すべきである。現在は専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れは持たないの課題であり、「国民的コンセンサス」を得るための検討を数回かつ迅速に進めるべきである。 なお、こうした外国人材を受け入れるに当たって、国内の受入れ体制を早急に整備することが求められることは論を待たない。在留・就業管理の見直し、社会保険加入の促進、日本語教育の充実等、早急な検討と実施が不可欠である。		「現行において受入れが認められていない」「専門的・技術的分野、以外分野における受入れの検討にあたっては、「外国人労働者の受入れを巡る問題の考え方のとりまとめ」(平成18年6月12日外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム)において、「我が国産業、国民生活に必要な労働力は我が国の労働力によることを基本とすべき」「滞在の長期化、定住に伴う、教育、医療、福祉、治安その他の社会的コストが増大しないようにすることが必要」「治安等の観点から、関係関係会議において検討されているところであるが、外国人労働者の在留管理の強化が不可欠、等の観点を基本とすることが重要とされており、多方面から慎重に検討される必要がある。 なお、関係府省からなる「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」、「外国人労働者問題関係府省庁連絡会議」において、それぞれ「外国人の在留管理」、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」について検討され、一定の方向が示されたところである。	(社)日本経済団体連合会	74	A	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現在、専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、政府全体としていたすに結論を先送りせず、期限を明確にしたうえで可及的速やかに検討を加速化すべきである。 当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第1の2に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準命令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受入れを推進すべきである。 具体的には、高校卒業若しくはこれと同等程度の中高等教育を修了していること、一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上や研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。 (*)	(*)同時に、「企業内転動」の在留資格についても、上記見直しに合せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。	今後、労働力人口の減少が不可避的な状況にある中、わが国の国際競争力の維持・強化等を図る上では、わが国にとって付加価値の高い外国人労働者を適切に受け入れていくことが重要である。とりわけ、わが国の競争力の源泉である生産現場に不可欠な技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性がますます高まっている。 例えば、マシニングバー(生産システムのメンテナンスを迅速かつ確実に行うため電気機械等に関する高度かつ広範囲な専門的知識と技能を有する人材)などや研修・技能実習修了後の就労(例:金型加工等のわが国の産業競争力の維持・強化に必要な分野)などについては、わが国産業界のみならず、EPA交渉相手国からも関心が示されている。こうしたことから、在留・就業管理の見直し、社会保険加入の促進、日本語教育の充実等、国内の受入れ体制を整備しつつ、EPA交渉相手国の要望に十分に配慮し、前向きに対応することが求められる。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令	現任、就労を目的とする在留資格として出入国管理法で定められているのは、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転動」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)であり、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて定められている。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、「専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っている」と指摘するとともに、「現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては着実に検討していく」としている。また、自民党・外国人労働者等特別委員会方針(2006年7月18日)や、規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申(同年7月31日)においては、「専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲、要件の見直しについて理
5062A	5062001			z09025	警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、	出入国管理及び難民認定第2条の2、別表第1、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	・在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」については、在留期間は最長3年となっている。	(一部b)		専門的・技術的分野の外国人労働者については、我が国の経済社会の活性化に資することから、これまでも積極的に受入れを図ってきたところであり、今後も、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行っていきたいと考えている。また、高度人材の在留期間の伸長については、本年の入管法改正により一定の範囲で実施(本年11月24日施行)したところであるが、それ以外の分野については、在留期間を伸長しても在留管理を適切に行い得る仕組みの構築について、現在、内閣官房に設置された「在留管理に関するワーキングチーム」において検討を行っているところであり、この結果等を踏まえて、検討していく必要がある。なお、看護師、介護福祉士の受入れについては、日比EPAにおいて大筋合意がなされ、本年9月9日に署名後、現在、国会で審議されており、また、その受入れの詳細についても検討が行われているところであるため、今後の実施状況を踏まえ、慎重に検討を行っていく必要がある。	(一部b)		「在留資格要件の緩和」については、社会的実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。 「在留期間の伸長」については、「在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、専門的・技術的分野の外国人労働者については、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げるべき」との「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(平成18年12月25日)」を踏まえ、関係府庁とともに、必要な措置について検討を進めていくこととしている。	日本商工会議所	1	A	外国人労働者の受入れ拡大 専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行わねたい。また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護士、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。		国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則		
5062A	5062002			z09026	内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	・我が国に入学・在留しようとする外国人については、行おうとする活動内容に応じて在留資格を得る必要がある。			少子・高齢化に伴う人口減少時代においては、単に量的に外国人労働者の受入れにより補おうとすることは適切ではなく、政府として、新たに受け入れようとする産業分野の受入れが我が国の産業及び国内の治安に与える正負両面の影響を十分に勘案する必要がある。					日本商工会議所	2	A	外国人労働者の受入れ拡大 わが国で不足が予想される分野の人材	今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。		国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取組んでいただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則	
5062A	5062003			z09027	警察庁、法務省、厚生労働省、	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	・研修・技能実習生の受入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内となっている。 ・技能実習の対象職種は、62職種114作業となっている。			研修・技能実習制度については、関係府庁とも連携して制度の見直しを行っていくこととしているが、研修生・技能実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。また、再研修については、その要件を明確化するとともに、これまでに認めた事例の公表を既に行っているところである。なお、構造改革特区における受入れ人数枠の緩和措置については、構造改革特区評価委員会における評価意見にもあるように、不適正事例が多発しているのが現状である。		要望のうち、「受入れ人数枠の拡大」については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)における「研修・技能実習制度の要件の明確化等」との事項の措置状況を踏まえ、「措置の分類」、「措置の概要」について再検討されたい。	(一部b)		日本商工会議所	3	A	外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充	外国人研修・技能実習制度に関して、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・再技能実習の制度化、受け入れ人数枠の拡大や技能実習移行対象職種への拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国および国内企業へのニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。 特に、構造改革特区における受け入れ人数枠の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的な規制緩和に踏み切ることが望まれる。		諸外国の産業の振興、特に発展途上国の社会経済の発展の担い手となる人材の育成に協力することを目的に、従来よりもさらに踏み込んだ技術、技能、知識の伝授を行える環境を整備いただきたい。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施行規則 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規制)	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5064A	5064005			z09028	警察 庁、法 務省、	刑法第185条、第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金または科料に処する(刑法第185条)。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する(刑法第186条第1項)。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する(刑法第186条第2項)。	カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為である。	b		b全国規模で検討中 刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。カジノの特別立法については、いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。		-			東京都	5	A	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいに期待できる ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および蓄くじに関する罪で規制されており実施することができない。	刑法第185条～187条(賭博および蓄くじに関する罪)		
5065A	5065005			z09029	金融 庁、法 務省、	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		プロジェクト・ファイナンスに関するコミットメントライン契約の利用については、そのニーズを十分把握するとともに、その実態も含め慎重に検討する必要がある。また、借入人としている場合が多いことから、要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	一般的にプロジェクトファイナンスにおいては、当該規定の適用除外対象先である大会社又は資本金3億円を超える株式会社が、自らのバランスシートから対象プロジェクトを区分するために便宜的に特別目的会社を設立し、借入人としている場合が多いことから、要望者のニーズの把握を急いで頂くとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和	右記同様	プロジェクト・ファイナンスによる資金の貸付けを特定融資枠契約に関する法律の対象に加える。	プロジェクト・ファイナンスにおいては、プロジェクトの建設完了等一定の条件が満たされた場合に借入れを受けられることを予め確保するため、借入人である特別目的会社に対してコミットメントラインの設定が求められる場合が多い。かかる特別目的会社は特定融資枠契約の対象である大会社が便宜的に設立した子会社である場合が多く、その場合当事者は保護を要しない高度な金融知識を有する親会社の社員である。よって、かかる大会社が議決権の過半数を有する特別目的会社については、その親会社同様に特定融資枠契約の対象としていただきたい。	特定融資枠契約に関する法律第2条	継続		
5069A	5069002			z09030	法務 省、	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第10条	1 外国弁護士となる資格を有する者が資格取得国以外の外国(同一国家内の他の州における場合も含む。)において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験は、外国弁護士として行った職務の経験に含まれる。 2 外国弁護士となる資格を有する者が日本において、その資格取得国の法に関する知識に基づいて行った業務の提供は、通算して1年を限度として資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなす。	c.「制度の現状」の「1」の部分についてはd	-	我が国の弁護士、弁護士法人又は外国法律事務所弁護士に雇用されて資格取得国の法に関する知識に基づいて業務を提供している外国法律事務所弁護士となる資格の保有者は、法律事務を行うものではないものの、その業務提供の内容は資格取得国等における若い弁護士の仕事の内容と共通する部分が多く、実務経験として完全に満足し得るものではないとはいえ、我が国の弁護士又は外国法律事務所弁護士の適正な監督を受けていることから、例外として特に1年を限度になお算入できるものとした。かように日本における業務提供期間の算入は、あくまで例外であり、実務経験と同視することはできないものである以上、算入限度を規制することには、合理性があるものと考えらる。 なお、資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国(同一国家内の他の州)における場合も含む。)において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験は、職務経験期間として算入することは現行法においても認められている。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州を資格取得国とする外国弁護士が同州の弁護士となる資格を有することを基礎として、クイーンズランド州において、ニュー・サウス・ウェールズ州の法に関する法律事務を行う業務に従事した期間が、職務経験期間に算入することが可能である。		-		オーストラリア政府	2	A	外国法律事務所弁護士の職務経験要件	日本は、日本で当該原資格国法に関する事務を行うための登録に当たり、開業資格を得た外国人弁護士が自国での職務経験を十分であると認めるべきである。 日本が上記の要望を認めない場合、 (i)オーストラリアの弁護士が日本で外国法律事務所弁護士として自国の法律に関する法律事務を行うための登録の際に、異なったオーストラリアの管轄の法律に係わる職務経験の全てを認めるべきである。これにより、現在の経験要件を満たすことになる。 (ii)オーストラリアの弁護士が日本で外国法律事務所弁護士として自国の法律に関する法律事務を行うための登録の際に、当該外国から来た弁護士の監督の下で得た日本での職務経験を全て認めるべきである。 日本は、外国人弁護士が外国法律事務所弁護士として自国の法律に関する法律事務を行うための登録の際に、最低3年の原資格国法の職務経験を有することを要求している。この職務経験が原資格国での経験か、あるいは日本以外の他の外国で得られた経験かを確認したい。オーストラリアは、現行の制度では3年の職務経験の一部として、日本で得られた1年の経験を算入することができると理解している。 職務経験に係わる要件は外国弁護士の能力を確認し、質の高さを確保することにより、日本の顧客を護るためにあると理解している。しかし、外国弁護士の原資格国法に関する能力や高い基準の助言を確保するためには、受入国より、むしろ弁護士の原資格国の所轄官庁がこれらを一審良く判断ができる。オーストラリアは、オーストラリアで日本法を助言する資格を持った日本の弁護士に追加的な職務経験の要件を課していない。						
5069A	5069003			z09031	法務 省、	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第45条	外国法律事務所弁護士法人の設立は、認められていない。	b		外国法律事務所弁護士法人等の設立要望に関し、かかる制度の導入の是非は、日本における国際的法律サービスの需要の動向、外国法共同事業の実態、弁護士法人の実績、他の法令との整合性等の見地から十分な検討が必要である。これに関連し、外国法律事務所弁護士と弁護士等(弁護士法人を含む)との間の外国法共同事業の自由化及び外国法律事務所弁護士による弁護士の雇用の解禁を含む改正外弁法が2005年4月1日に完全施行された。これは、これまでの規制を大胆に撤廃し、我が国における外弁と弁護士等との広範な提携を可能とするものであって、上記に述べた、日本における国際的法律サービスの需要の動向、外国法共同事業の実態、弁護士法人等の実績などに大きく影響するものと思われる。したがって、この要望に関し、現段階での何らかの見直しを述べることは不可能で、また、制度の導入の可否にかかる検討の完了時期についても、特定して述べることはできない。		-			オーストラリア政府	3	A	外国法律事務所弁護士の法務事務所への法人化	日本は、外国法律事務所弁護士が法律事務所法人を設立し、日本で法人により外国法や国際的なサービスを提供が出来るように、同様の法人化の権利を外国法律事務所弁護士に認める方向で見直しをすべきである。					

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)	
5069A	5069004			z09032	法務省、 所管省庁等	外国弁護士に関する法律事務の取扱に関する特別措置法第45、48条	外国法事務弁護士は、1年のうち180日以上本邦に在留しなければならない。外国法事務弁護士の事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。また、外国法事務弁護士の事務所は、いかなる名義をもってしても、国内に2個以上の事務所を設けることができない。	c	-	外国法事務弁護士は、我が国において原籍国に関する法律事務を取り扱うことを職務としていることから、形式的に登録の外に法律事務等の資格のない者に法律事務の処理を任せるといった状態になることを防ぎ、依頼者保護を図るために、少なくとも一年の半分程度以上は我が国に在留する必要があると考えている。 また、外国法事務弁護士は所属弁護士会及び日弁連の指導・連絡・監督を受けることとされており、この指導・連絡・監督を受けるに当たって、加えて、依頼者の保護の観点からも、事務所が日本国内に存在することは必要不可欠であり、単に、所属弁護士会及び日弁連からの通知等を国外において電子的に受け取るにだけは不十分であると考えている。 上記3つのサービス提供モードは恒久的な商業施設と相互に排他的で相容れない、との指摘に関し、国境を越える取引(第1モード)については、事務所の位置等の一定の要件を満たしている外国法事務弁護士が外国から直接、日本の消費者にサービスを提供することは妨げられないから、第1モードが「恒久的な商業施設と相互に排他的で相容れない」との指摘は当たらないと考えている。海外における消費(第2モード)については、「制限しない」(None)、との記載に、自然人の移動によるサービス提供(第3モード)については、「各分野に共通の約束における記載を除く(ほか、約束しない)」との記載に、改訂オファーの約束表において、それぞれ改めている。		-		オーストラリア政府	4	A	在住と商業設置の要件	日本は、(a)国境を超えたサービス(モード1)、(b)海外でのサービス(モード2)、(c)一時入国(fly-in, fly-out)、モード4)のサービス・モードで外国法のサービスを提供しようとする外国法事務弁護士に課せられた最低6ヶ月の在留要件や商業施設の要件を廃止すべきである。	日本は、当該外国から来た弁護士の監督の下で得た日本での職務経験という限られた状況において、現行の1年に限るのではなく、得られた全ての職務経験を認めるべきである。これらの弁護士は外国の管轄で既に資格を受けた者で、日本で得た職務経験は、日本以外で同様の仕事をしていた経験と同等である。	日本は、次のようなサービスモード(GATSの規定)で外国法業務を行うとする外国法事務弁護士に最低180日の滞在と商業施設(例、支店の開設)の要件を課している。 (a) 国境を超えるサービスの提供(モード1)：オーストラリアの弁護士が電気通信を通じて、サービス提供者と顧客がそれぞれオーストラリアと日本に位置しながら、日本の顧客がオーストラリア法に関するサービスを提供する場合 (b) 海外でのサービス提供(モード2)：日本の顧客がオーストラリアの弁護士からオーストラリア法に関するサービスを受ける場合 (c) 自然人の存在(モード4)：オーストラリアの弁護士が日本に飛来して、顧客にオーストラリア法に関するサービスを提供し、短期間の滞在後にオーストラリアに帰国 上記の3つのサービス提供モードは恒久的な商業設置(GATSモード)と相互に排他的で相容れない。それゆえ、オーストラリアは、6ヶ月の滞在要件や商業施設の要件は負担となり不必要であると考える。日本は、オーストラリアの2005年の規制緩和と要望書に対する回答で、この中心的問題に答えていない。 オーストラリアは、外国法事務弁護士が地方の弁護士会や日本弁護士連合会の規則の例外条項に準じなければならないことを理解している。オーストラリアは、日本で商業的プレゼンスがないでも、外国法事務弁護士は要求されている規定、指針や弁護士会の通知を電子的に受け取ったり、海外の住所で受け取ることができると考えている。 オーストラリアは、この要件が日本が顧客の保護のためと無償の事務費が外国法に関する業務提供をすることを防止する目的としていることを理解している。顧客を守ることはオーストラリアでも重要である。 2005年の規制緩和と要望書で示すように、オーストラリアの弁護士は、業務許可を受けるために、業務にたる能力をオーストラリア当局に証明しなければならない。また、オーストラリアの弁護士はオーストラリアの全ての業務に					
5071A	5071003			z09033	法務省、外務省、財務省、 所管省庁等	-	法務省が民間機関と締結する物品の購入や貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する先掛債権の譲渡については解除されている。	b	-	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、そのリスクを考慮しつつ、平成18年度中の実施を目的として、平成18年度中の実施を目的に検討を進める。なお、全省庁の統一したルールが策定されるならば、これに従い対応したい。		「平成18年度中の実施を目的」に進めている検討の状況を踏まえ、「措置の分類」及び「措置の概要」について改めて回答されたい。	b	-	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約をリース契約等に拡大し、譲渡対象者についても特定目的会社、信託会社等に拡大することについて、平成18年度中の実施を目的に検討を進めている。	社団法人リース事業協会	3	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁(未対応の省庁：財務省、外務省、法務省)及び地方自治体ごとに対応が異なる。引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。				
5075A	5075002			z09034	警察庁、法務省、厚生労働省、 所管省庁等	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	・人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合には、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験により当該知識を得ていることが必要である。 ・外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、翻訳、通訳、語学の指導、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事し、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有することが必要である。	c	-	客観的な指標が存在しないにも関わらず、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度に関わらず、単純労働者の受入れにつながるものであることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することから、政府として外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務については、本邦における文化の中では育てられないような思考、感受性に基づく専門的能力を持つていることを必要とするものであり、単に日本の大学、各種専門学校にて教育を受けること等をもって当該条件を満たしていることみなすことは困難である。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の概要」につき再検討されたい。 特に、再意見の後段に対しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」(平成18年3月31日閣議決定)における「技術」、「人文知識・国際業務」の要件の緩和、との事項の措置状況を踏まえ、再検討されたい。 「客観的な指標が存在しないにも関わらず、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度に関わらず、単純労働者の受入れにつながるものであることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することから、政府として外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務については、本邦における文化の中では育てられないような思考、感受性に基づく専門的能力を持つていることを必要とするものであり、単に日本の大学、各種専門学校にて教育を受けること等をもって当該条件を満たしていることみなすことは困難である。 また、「日本の国家資格を取得しているものには外国人特有の文化的知識や感性以外に申請者の能力を活かした業が行えるものとする」という要望に回答をいただきたい。」		c	-	「在留資格要件の緩和」については、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的に技術・技能レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性・技術性が確保されることが広(社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。 なお、「日本の国家資格を取得しているものには外国人特有の文化的知識や感性以外に申請者の能力を活かした業が行えるものとする」という要望については、国家資格を取得しているかどうかにかかわらず、申請者が我が国において行おうとする活動の内容に応じた在留資格を取得すべきである。	テンブスタッフグループ(テンブスタッフ・ユニバーサル株式会社)	2	A	就労が認められる在留資格である人文知識・国際業務の基準の見直し	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の実務経験基準を5年とし、外国人特有の文化的知識や感性を生かして活躍する業務については特例として日本の大学、各種専門学校にて4年以上教育を受けたものまたは、日本の国家資格を取得しているものには外国人特有の文化的知識や感性を活かした業が行えるものとする。	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の実務経験基準の緩和と特例の追加	現在、日本には多くの外国人留学生が来日し教育を受けているが、卒業後多くの留学生は帰国している。その理由の一つとして就労査証の取得基準と大学の専攻及び企業の雇用理由にミスマッチがあきでている。外国人留学生は日本語にも日本文化にも精通しており、日本人同様の活躍が期待できる。高度人材である留学生を活用することにより日本の経済発展につながる。	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	
5076A	5076002			z09035	法務省、 所管省庁等	出入国管理及び難民認定法第7条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2別表第4	・在留資格認定証明書の交付申請については、本邦に上陸しようとする外国人に代わって、当該外国人を受け入れようとする機関の職員等が代理人として行うことができる。	c	-	在留資格認定証明書の申請代理人については、入管法施行規則第6条の2及び別表4に定められているところ、これは、外国人本人と雇用契約を結んでいる相手方等、外国人本人の弁放出行動に活動内容を証明でき、かつ、当該外国人の入国後の活動について責任をもつ(管理する)ことができる者について認めているものである。 したがって、グループ会社として人事、採用業務のみを担っているだけでなく、当該外国人の活動内容について責任をもつ(管理する)といえよう。従って、「ある一定の条件を満たす企業(例：グループ間での業務締結を示す契約書等の提示を行う)については、代理人として、地方入国管理局に申請書を提出する手続きを行うことを認めていただきたい。」		c	-	前回回答のとおり、在留資格認定証明書の申請代理人については、外国人本人と雇用契約を結んでいる相手方等、外国人本人の本邦での活動内容を証明でき、かつ、当該外国人の入国後の活動について適切な管理・措置をとることができ、かつ、当該外国人の入国後の活動について責任をもつ(管理する)ことができる者について認められているものである。 したがって、受け入れようとする外国人と直接の雇用契約があり、かつ、実際に当該外国人を受け入れ、指揮・命令権に基づいてその活動を直接的に監督することが可能でなければならない。	ソニー株式会社	2	A	在留資格認定証明書交付申請手続の代理人範囲の拡大	代理人の範囲を拡大し、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人と契約を結んだ本邦機関の職員や当該外国人が転勤する本邦の事業所の職員に加え、これら本邦機関・事業所の人事・採用業務などを担当する機能分社(グループ会社)など密接な関係性を有する一定の本邦機関の職員も代理人として、地方入国管理局に申請書を提出する手続きを行うことを認めていただきたい。	経済のグローバル化が進展する中、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、国境を問わず優秀な人材を確保することが急務となっており、既に多くの高度人材が国境を越えて頻繁に移動し活動する状況となっている。一方で、グループ経営の法制度が整ってきたなどを背景に、企業が専門機能を分社化し、グループ内業務を集中管理する事例が増えているが、在留資格認定証明書交付申請手続を含め現行法令の多くは、こうした機能分社を想定していないため、これらの事業展開の妨げとなっている。機能分社の目的は、経営の効率化、選法の精神に則った当該業務の専門性強化、品質の向上をはかることであり、例えば親会社の連結対象子会社等で当該業務の委託契約に基づきグループ企業の人事・採用業務を行う場合、これらの職員は業務の遂行にあたって十分な専門性を有し当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はないものと思われる。	出入国管理及び難民認定法では、在留資格認定証明書交付申請について、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人を受け入れようとする機関の職員、その他の法務省令で定める者が代理人としてこれを行うことができると定められており、法務省令では、代理人の範囲について、例えば「人文知識・国際業務」では「本人と契約を結んだ本邦の機関の職員」に、同「企業内転勤」では「本人が転勤する本邦の事業所の職員」に、限定されている。行政書士に加えて、所管単位会を通じて地方入国管理局長に届け出た弁護士においても申請を行うことができるよう該法令の改正は行われたものの、当申請において十分な専門性を有し、当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はないものと思われる。	出入国管理及び難民認定法第7条の二、同施行規則第六条の二、施行規則別表第四			

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5078A	5078001			z09036	法務省、 出入国管理及び難民認定法第26条第1項		・本邦に在留する外国人がその在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、再入国の許可を与えることができる。	c (一部E)		外国人の再入国に関しては、我が国の公益を保持し、申請者の在留状況、内外の諸情勢等を総合的に勘案した上で許諾につき判断するものであり、その性質上、当該制度を不要とすることは困難である。 また、再入国許可を受けて出国する場合には、外国人登録証明書を出国するま所持することが可能となっている。 なお、再入国の許可の権限を有するのは日本国領事館等ではなく、法務大臣である。		「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)における、「高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し」との事項を踏まえ、「措置の分類」及び「措置の概要」について再検討されたい。			欧州ビジネス協会	1	A	グローバル化の進展や産業経済構造変革を支える外国の高度人材に対して、再入国許可を不要にする。	「出入国管理、および難民認定法」を以下のように改正することによって、既に査証が必要としない国籍をもつ外国人は日本に在留する場合、一時的に出国しても、外国人登録証明書を返納する必要はない。第三条 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき(入国法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入国法六条による国境前検査官(又は日本国領事官)が外国政府に対して付与した査証により日本国領事館等の再入国の許可を必要としないこととされている外国人。入国法第六十一条の二の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者)が当該難民旅行証明書により入国したときを除く。)はその上陸の日から九十日以内、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により入国法第三十三条に規定する上陸の手続を終ることを本邦に在留する者となつたときをそれぞれその外国人となつた日又は出生その他の事由が生じた日から六十日以内に、その居住地の市町村(東京都の特別区のする区域及び特別区以外の市長に対し、次に掲げる責務及び責務を担い、査証の申請をしなければならない。 第十二条 外国人は、本邦を出国する者(入国法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者を含む。)には、その者が出国する出入国(入国法に定める出入国港をいう。)において入国審査官(入国法に定める入国審査官をいう。以下同じ。)に登録証明書を返納しなければならない。	再入国許可の特長な申請手続のせいでも、すべての在留外国人は(永住者を含め)日本への再入国許可を取得するために入国管理局をその都度訪れ、手数料(最高6000円)を支払うことを義務付けられている。欧州ビジネス協会(EBIC)はかねてから、適切なビザを所持する在留外国人は、どのような有効期間中、自由に出入国することを認められるべきだと主張してきた。EBICのみどころ、この要件は時間的・金銭的に在留外国人に不要な負担を課すだけでなく、入国管理局に属する官署により有効に活用しうるはずの乏しい資源に頼ることによって、入国管理局にも不要な負担を課している。現行制度は一般に外国人がビザの有効期間中に出国しないことを前提としている。もし出国した場合、外国人登録証を没収され、したがって、日本に戻ってきたときには、いわゆる数々のビザを必要としない。数枚または10枚以上の再入国許可は理論上、出国する正当な理由が特例的に存在し、その都度、この面倒な手続を繰り返すことを望まない外国人のために発行される。しかし現実には、再入国許可は、ビザおよびその延長の申請時にほぼ決まって申請・発行される。ここ数十年の間に出張や海外旅行の頻度が増えているため、在留外国人が3年間の有効期間中ずっと日本国内に留まるといいう前提とはとうてい時代遅れになっている。			
5078A	5078002			z09037	法務省、 外国人登録法第12条第1項		・外国人は、本邦を出国する場合、再入国許可を受けて出国する場合を除き、その者が出国する出入国港において入国審査官に外国人登録証明書を返納しなければならない。	c		外国人登録は、本邦に在留する外国人を対象にする制度であり、出国、死亡、日本国籍取得で在留しなくなった場合に対象でなくなるものである。再入国許可を受けて出国、再入国する場合については、従前の在留が継続したものとみなされ、外国人登録を継続しているものとみなされるため、登録証明書を返納する必要はないとされている。ご要望にある再入国許可を必要としない者については、従前の在留が継続しているのみならず、外国人登録の対象ではない(なる。また、現在、外国人の在留情報では的確に把握することを目指して、政府内で外国人の在留管理に関する検討を行っているところであるが、ご要望にあるような場合にまで登録証明書の返納を不要とすれば、出国して再度入国する意志を全(持たない)外国人についても外国人登録を引き続き所持することになり、上記検討の趣旨に反することになる。したがって、登録証明書の返納を不要とすることは困難である。 なお、再入国の許可の権限を有するのは日本国領事館等ではなく、法務大臣である。		「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)における、「高度人材の移入に資する再入国許可の見直し」及び「外国人登録制度の見直し」については、今後検討を進めていくこととなる。 しかしながら、ご要望のように再入国許可を受けずに出国する者について、必要と在留が継続しているをすることはできないので、出国により外国人登録の対象でなくなることにする。また、再入国許可等を受けずに出国する者に登録証明書を引き続き所持させることは、出国して再度入国する意志を全(持たない)外国人についても外国人登録を引き続き所持することについて、現在、政府内で行われている。外国人の在留管理に関する検討の趣旨にも反するものであり、登録証明書の返納を不要とすることは困難である。			欧州ビジネス協会	2	A	グローバル化の進展や産業経済構造変革を支えるため、既に在留資格を得た外国人の高度人材に対して、外国人登録証明書を一時出国しても、返納不要にする。	外国人登録法を以下のように改正することによって、既に査証が必要としない国籍をもつ外国人は日本に在留する場合、一時的に出国しても、外国人登録証明書を返納する必要はない。第三条 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき(入国法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入国法六条による国境前検査官(又は日本国領事官)が外国政府に対して付与した査証により日本国領事館等の再入国の許可を必要としないこととされている外国人。入国法第六十一条の二の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者)が当該難民旅行証明書により入国したときを除く。)はその上陸の日から九十日以内、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により入国法第三十三条に規定する上陸の手続を終ることを本邦に在留する者となつたときをそれぞれその外国人となつた日又は出生その他の事由が生じた日から六十日以内に、その居住地の市町村(東京都の特別区のする区域及び特別区以外の市長に対し、次に掲げる責務及び責務を担い、査証の申請をしなければならない。 第十二条 外国人は、本邦を出国する者(入国法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者を含む。)には、その者が出国する出入国(入国法に定める出入国港をいう。)において入国審査官(入国法に定める入国審査官をいう。以下同じ。)に登録証明書を返納しなければならない。				
5079A	5079007			z09038	法務省、 外務省、 厚生労働省、 出入国管理及び難民認定法第6条、別表第3		・本邦に上陸しようとする外国人は、行おうとする活動に応じ、必要な資料を提出しなければならない。	b		地方自治体との連携や外国人との地域社会における共生の問題も含め、外国人に係る在留管理を適切に行うための仕組みの構築について、現在、内閣官房に設置された「在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」において検討を行っているところであり、この結果を踏まえて検討していく必要がある。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「現状において、上陸拒否の事由の一つとして「貧困者、放浪者等で生活上又は地方公共団体の負担となる恐れのある者」が掲げられているが、その判断要件は具体的にどのようなものか。実際には地方公共団体の負担となっている外国人が、数多く(入国してきている)のも事実であるが、その実態を法務省として認識しているか。在留管理を適切に行うことももちろんであるが、入国管理についても現状の規定の中で厳正かつ適切に行って頂きたい。」			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	7	A	出入国管理及び難民認定法第5条第1項については、申請人から提出される資料等並びに上陸申請審査時における申請人からの申立ての内容容に基づき、例えば、国や地方公共団体が貧困者その他生活能力のない者等を対象として行っている援助を受けることを目的として入国、在留しようとする者など、地方公共団体の負担を抱える恐れがある認められるとき、当該規定に基づいてその上陸を拒否することとなる。提案にある「実際には地方公共団体の負担となっている外国人」が、具体的にどのような事実を示しているのか不明であるが、外国人労働者問題関係省庁連絡会議における「生活者としての外国人に関する総合的対応策」に関する議論等において、年金、保険への未加入問題、子弟の不就学・未就学の問題等があることは承知しており、これらの状況も踏まえながら、厳正かつ適切な入国管理に努めてまいりたいと考えている。		査証発行時等の渡航前において、日本における生活や労働、教育等、日本に関する正確な情報を提供を行う。 日本国内における生計能力や心身の健康状態に課題を抱える外国人を早期に把握し、これらの外国人に対する指導・支援を効果的に進めるため、身元保証に十分な責任分担を求めつつ、出入国管理行政と自治体とが連携して対処できるようにする。	新規に入国する外国人のなかには、渡航費や各手続き費用等の多額の経費を借金して入国する場合がみられる。一方、日本で働いている外国人が、生計能力が十分で無いまま、母国にいる家族を呼び寄せると場合も増えている。また、渡航前に、日本における労働や教育、生活全般に関する情報が海外において正確に伝えられていないため、入国してから実態とのギャップに苦しみ、心身ともに病んでしまふ外国人も少なくない。また、身元保証も、その責任を十分に果たしているとはいえない。 これらの現状は、地域での外国人との共生にとって大きな課題となっている。	出入国管理及び難民認定法第5条	
5079A	5079009	2		z09039	法務省、 出入国管理及び難民認定法第20条、第22条、 出入国管理及び難民認定法施行規則第20条、第22条		・在留資格の変更及び在留期間の更新については、法務大臣が適当と認めに足る相当の理由があるときに限り、許可される。 ・永住の許可については、法務大臣が、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。	c		日本語能力を在留期間の更新や在留資格の変更、永住許可の際に考慮する場合には、まずは、外国人が生活する地域社会において、当該外国人が日本語教育を受ける機会が確保されていることが必要であり、外国人労働者問題関係省庁連絡会議等においても、日本に定住する外国人に対する日本語の強化について、具体的な検討を進めることとなっている。		要望者からの以下の再意見を踏まえ、「措置の分類」、「措置の内容」、「措置の概要」につき再検討されたい。 「外国人の日本語教育の必要性はこれまで繰り返し要望してきたことである。地域社会においてもさまざまな形ですでに取り組んでいる。関係省庁連絡会議の結論を得つつも、在留期間の更新時等に日本語能力を客観的に把握する手段を考えたうえで考えるが、それについてはどうお考えか。また、連絡会議の結論はいつ出されるのかを伺いたい。」			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	9	A	外国人労働者問題関係省庁連絡会議における検討状況については、平成18年12月25日、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策「経済財政諮問会議」において報告されている。 在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)における「在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等」を踏まえ、国税の納付状況、地方税の納付状況の他、現在、厚生労働省で行われている「外国人雇用状況報告制度の見直し」において、外国人雇用状況報告の義務性が検討されているところ、厚生労働省から、当該報告により取得された情報が当省に提供されることを前提として雇用・労働条件も考慮要素とし、平成19年度中にガイドラインを策定することとする。	日本語能力試験を通じた日本語能力向上のため、在留期間の更新許可や在留資格の変更許可ならびに永住許可に当たって、外国人が日本語能力向上に対応し有利な取扱いを受けられるよう関係省令等又は告示等により明記すること。際、全ての能力を問うた実施は、生活者であるという実態に合わせた会話能力を最も重視する基準とするべきである。	外国人と地域住民又は学校教員などとの間の意思疎通を円滑化するとともに、外国人及びその子どもたちの自立を促進するためには、定住している外国人の日本語能力の向上が不可欠である。しかも、外国人の保護者が家庭で日本語を使用しない場合、その子どもたちの日本語能力も低くなる傾向がある。また、就労する外国人の保護者に日本語教室への参加意欲は低い。こういった地域住民等との十分なコミュニケーションが図れない外国人同士が固まってしまう。地域住民との軋轢を引き起こす事件も発生している。そこで、会話能力を中心として、日本人の日本語能力を評価するための制度を整備するとともに、併せて、外国人の日本語能力を、わが国への入国・在留に当たって評価する仕組みを導入することが必要となっている。	出入国管理及び難民認定法第20、21及び22条、2006年4月3日付文化庁次長決定	[規制の現状]外国人の日本語能力の向上のため、各地の自治体やNPOにより日本語支援事業が進められるなか、政府も地域日本語支援事業を開始したところであるが、まだ取組が不十分である。また、日本語能力試験は存在するものの、読み・書きに重点を置く試験であり、定住している外国人にとって特に重要である会話能力が重視された試験制度ではない。加えて、文部科学省による公的認定ではないこと、試験実施がわずか一年一回であること、受験料が割高に設定されていることなどの理由により、外国人にとって利用にくい状況にある。さらに、外国人の日本語能力は、出入国管理においてはほとんど評価されていないので、外国人が日本語の習得に向けたモチベーションを高めること。	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他（特記事項）
5079A	5079010			z09040	警察庁、法務省、外務省、	なし	現在、我が国は、米国及び韓国との間で犯罪人引渡条約を締結している。 また、相手国の法律に基づき、日本国内において犯した犯罪をする（国外処罰）とき、その国の政府に対して国外処罰を求めるなどとして対処している。	b	条約上の手当てを必要とするもの	逃亡犯罪人の不処罰（「逃げ得」）は許さないとの立場から、米国及び韓国以外の国との間でも、相手国の国内法上自国民の引渡しに禁じられていないかどうかの観点も含め、引渡しの具体的な必要性、相手国の刑事司法法制、条約がないことによる不利益等、諸説の事情を総合的に判断しつつ検討していくこととしている。 さらに、相手国から犯罪人の引渡しを受けることが困難である場合には、我が国の捜査当局が保有している証拠等を相手国に提供して、相手国での処罰を求めるなどの方法をとることとしている。	「我が国の捜査当局が外交ルートを通さずとも外国の警察機関などと直接に捜査協力ができるようにする刑事共同条約の締結に向け、中国とは交渉中、ロシアとも実務者協議に入る。」 「日本政府は容疑者の引き渡し要請に代わる措置として、ブラジル政府に対し、容疑者を捜査して処罰するよう要請した」との新聞報道がなされているところ。また、有識者会議である日本・ブラジル世紀協議会が独自にまとめた「日伯21世紀協定提言」（平成18年7月25日）において、「両国政府は、司法協力につき引き続き緊密に協議していくべきである」とされているところ。本要望が想定しているブラジルとの政府間協議の立ち上げに向けた調整状況につき、「措置の概要」において可能な範囲で示されたい。				外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	10	A	国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切な処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、『犯罪人引渡し条約』の締結や国外処罰などの制度を確立し、日本国政府として厳正な対処を講じていくこと。 でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保険、教育などにに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことを法令に定めるべきである。	近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態がおこっている。 現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2カ国以外とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。また他国によっては犯罪人引渡条約を締結したとしても、憲法上自国民の引渡しは認めていない。 また、相手国による国外処罰が行われていない場合もある。 このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりだが、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。 日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結や国外処罰制度の確立が不可欠である。	刑法第1条			
5079A	5079012			z09041	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、	外国人登録法の第16条の2	外国人登録の事務については、法定受託事務とされている。	b		現在、犯罪対策関係会議の下に設けられた「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において、新しい在留管理制度についての検討が進められているところである。現時点においては、具体的な内容についてお示しすることはできないが、現状における問題点を踏まえつつ、適切な制度が構築されるよう議論を進めてまいりたい。	要望者からの以下の再意見において指摘された「外国人登録法」の所管権府としての観点から、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」における検討状況を、「措置の概要」において示されたい。 「地方自治法第10条第2項に「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の公務の提供をしてよく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う」と定められている。また、第10条第1項によれば、外国人も日本人も住民である。有活発の目的を定めると、(例)側は重要な意味を持ち、上記のように外国人も住民であると認めるならば、「在外日本人の公正な管理に資することを目的」とし「定められた外国人登録法第1条」等は整理せず、その旨を「住民の利便の増進、とした住民基本台帳法が、上記の目的に整合すると考える。 また、住民基本台帳ネットワーク制度について、プライバシー保護を確保しながら、同じようなシステムも持つことによって行政サービスを行うための制度として、すでに長い歴史のある住民基本台帳制度、あるいは民間的な考えかたによる制度設計をすることが合理的である。 別の制度を創設する場合でも、外国人と日本人に同様のサービスを提供するためには、やはり住民基本台帳と似た制度になると考えられ、同じようなシステムを持つことになると行政事務量やコスト面の負担も大きく(なおかつ、結局、外国人登録制度と住民基本台帳制度の一元化が望まれてる方向である)と考える。」				外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	12	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度を立案し、調整の上、政府としての結論を得ることとされた。 現時点においては、当該検討状況で明示された事項以外については、具体的な内容についてお示しすることはできないが、現状における問題点を踏まえつつ、適切な制度が構築されるよう議論を進めてまいりたい。	現状では、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができない、職権によるデータの削除ができないといった、住民登録と外国人登録の制度のずれが市町村における住民の実態把握を行政サービスの提供を困難にしている。 地方自治法第10条における「外国人も日本人と同じ権利・義務を有する住民である」という規定に基づけば、外国人登録制度は、住民基本台帳制度に一元化させるべきである。 また、外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の捉え方よりは、むしろ、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならぬ」とする地方自治法第13条の2の考え方にも従ふべきである。	地方自治法、住民基本台帳法、地方税法、地方財政法、外国人登録法、国民健康保険法、国民年金法、学校教育法			
5079A	5079013			z09042	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、	出入国管理及び難民認定法第20条、第22条、出入国管理及び難民認定法規則第20条、第22条	出入国管理及び難民認定法において、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、法務大臣は、その者が法第22条の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に適合すると認めるときに限り、これを許可することができる」とされている。	c	な。現状においても、在留状況が不良である者については、その内容に応じた在留資格の変更及び在留期間の更新並びに在留の許可を認めないこととしている。また、例えば、就労を目的とする在留資格に係る在留期間の更新申請、又は、必要に応じて個別に資料の提出を求め、その活動の目的や内容だけでなく、在留状況を含めて総合的に判断を行っているところである。	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申（平成18年12月25日）」における、「在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等」との事項を踏まえ、「措置の分類、及び」「措置の概要」について再検討されたい。	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに永住許可に係る審査は、入国後の在留状況などをどのように評価するかという問題であるところ。現在、「外国人労働者問題関係係庁連絡会議」及び「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において在留管理の在り方を審議しているところであり、当該審査の具体的な方針については、これらの状況を踏まえて今後検討していく必要があると考えている。 なお、現行においても、在留状況が不良である者については、その内容に応じた在留資格の変更及び在留期間の更新並びに在留の許可を認めないこととしている。また、例えば、就労を目的とする在留資格に係る在留期間の更新申請、又は、必要に応じて個別に資料の提出を求め、その活動の目的や内容だけでなく、在留状況を含めて総合的に判断を行っているところである。				外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに永住許可に係る審査は、入国後の在留状況などをどのように評価するかという問題であるところ。現在、「外国人労働者問題関係係庁連絡会議」及び「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において在留管理の在り方を審議しているところであり、当該審査の具体的な方針については、これらの状況を踏まえて今後検討していく必要があると考えている。 なお、現行においても、在留状況が不良である者については、その内容に応じた在留資格の変更及び在留期間の更新並びに在留の許可を認めないこととしている。また、例えば、就労を目的とする在留資格に係る在留期間の更新申請、又は、必要に応じて個別に資料の提出を求め、その活動の目的や内容だけでなく、在留状況を含めて総合的に判断を行っているところである。	日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。 しかし、国内に合法的に在留していながら、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。年齢期の子ども就学を保障することは、保護者や受け入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、永住者の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくない。地方税の納付についても同様である。 これらの実施が十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに永住者に在留資格の変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するのために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン（法務省入国管理局版平成18年3月31日）、地方自治法第10条第2項	〔規制の現状〕在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、永住者の在留資格への変更（特別永住者を除く）を希望する場合、法務大臣及び独立した技能を習得に足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に適合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。		
5081A	5081001			z09043	法務省、	司法書士法第73条第1項、商業登記規則第102条第3号	現在、行政書士用電子証明書については、行政書士が作成することができる添付書面情報に関しては、認められているところである。しかしながら、委任による代理人として申請書情報等の電子署名に使用可能な電子証明書としては、 ・日本認証サービス株式会社 ・セコムトラストシステムズ株式会社 ・株式会社中電シーティア ・一般行政手続用電子証明書（日本商工会連合会認証サービス） の5つの電子証明書を定めている。	c	司法書士法第73条第1項で、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理することを業として行うことができないとされている。したがって、行政書士が業として商業・法人登記申請の代理を行うことは違法であるところ。申請の代理を行う行政書士の立場で業として行うことを前提とする行政書士用電子証明書を委任による代理人として申請書情報への電子署名に使用して電子証明書として認めることはできない。	司法書士法第73条第1項で、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理することを業として行うことができないとされている。したがって、行政書士が業として商業・法人登記申請の代理を行うことは違法であるところ。申請の代理を行う行政書士の立場で業として行うことを前提とする行政書士用電子証明書を委任による代理人として申請書情報への電子署名に使用して電子証明書として認めることはできない。	要望者から下記意見が寄せられていますので、再検討をお願いします。 ・オンライン登録申請システムでの添付書面情報たる例えば会社証・電子定款、に電子署名ができるように行政書士用電子証明書の使用を法務大臣が認定している。 ・会社設立等の一環作業でオンライン登録手続において添付書面情報に電子署名した電子証明書も認めるべきである。平成19年4月には電子公訴サービスとのオンライン手続が開始され、法務省汎用電子申請システムの利用が広く普及している。オンライン商業・法人登記システム活用で、公証サービスと意思連想的に電子署名ができる。 ・これら一連作業で行政書士用電子証明書を定め認めて国民側、申請者側に不利益な損害発生や費用負担強化はしない。 ・国民の利便性が増し費用負担軽減も、もってオンライン登録手続の利用促進にも寄与する。 ・よって、商業登記規則第102条第1項(旧)法31条	司法書士法第73条第1項で、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理することを業として行うことができないとされている。したがって、行政書士が業として商業・法人登記申請の代理を行うことは違法であるところ。申請の代理を行う行政書士の立場で業として行うことを前提とする行政書士用電子証明書を委任による代理人として申請書情報への電子署名に使用して電子証明書として認めることはできない。 また、国や都府県（国が計画）で登記の申請に必要とされる書類が少なく、必要とする書類を電子署名に取得し、必要とする書類を電子署名に												

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)			
5082A	5082001			z09044	法務省、	外国人登録法第4条の3 外国人登録法施行令第2条	・外国人登録原票については、外国人登録法第4条の3において原則非開示とされた上で、登録原票記載事項証明書の交付を請求できる者についても限定して定められているが、行政書士については請求が認められていない。	C		行政書士の業務は、官公署に提出する書類及び権利義務又は事実証明に関する書類を作成することであることから、職務上、登録原票記載事項証明書を必要とするときは、外国人本人が交付請求するか、行政書士が本人から委任状等を徴した上で代理人として交付請求すれば足りるものと考える。 また、登録原票記載事項証明書については、当該外国人のプライバシーに関わる事項が多く含まれており、外国人登録法第4条の3において交付を請求できる者が限られていることから、利便性を理由として請求資格者を拡大することは適当ではない。 行政書士会を経由して地方入国管理局長に届出を行った行政書士については、外国人本人に代わって地方入国管理局への在留申請の申請書等の提出を行うことができることとされているが、本人に代わって申請書等の提出を行えることをもって、本人からの委任状等を徴せずに、原則非開示とされている外国人登録原票の開示請求権を有することにはならないと考える。						国際行政書士協会(会長 畑 光)	1	A	「外国人登録法」による当該外国人の「外国人登録原票記載事項証明書」の市町村の窓口への交付請求は、弁護士と認定司法書士に限られているものを、行政書士にもいわゆる職務上請求できる者として認めていただくよう要望いたします。			「外国人登録法」による当該外国人の「外国人登録原票記載事項証明書」の市町村の窓口への交付請求は、弁護士と認定司法書士に限られているものを、行政書士にもいわゆる職務上請求できる者として認めていただくよう要望いたします。			行政書士は、「入国管理及び難民認定法施行規則」によって、弁護士とともに外国人に代わって在留資格変更や在留期間の更新などを認められております。又、日本人と外国人との身分関係(婚姻・離婚)の相談や戸籍法による諸届を依頼されております。 法務省の説明では、委任状があれば現行でも請求できることですが、裁権者の決定や相続の手続きなど周辺の手続もフックアップで依頼される案件も多く、利害関係者全員からの委任状取得については困難を生じております。外国人だけではなく、関係する日本国民の利便のためにも是非ともご配慮を願うものです。	入国管理及び難民認定法施行規則・外国人登録法及び施行令	なし
5085A	5085001			z09045	法務省、	外国人登録法第4条の3 外国人登録法施行令第2条	・外国人登録原票については、外国人登録法第4条の3において原則非開示とされた上で、登録原票記載事項証明書の交付を請求できる者についても限定して定められているが、行政書士については請求が認められていない。	C		る書類及び権利義務又は事実証明に関する書類を作成することから、職務上、登録原票記載事項証明書を必要とするときは、外国人本人が交付請求するか、行政書士が本人から委任状等を徴した上で代理人として交付請求すれば足りるものと考える。 また、登録原票記載事項証明書については、当該外国人のプライバシーに関わる事項が多く含まれており、外国人登録法第4条の3において交付を請求できる者が限られていることから、利便性を理由として請求資格者を拡大することは適当ではない。 行政書士会を経由して地方入国管理局長に届出を行った行政書士については、外国人本人に代わって地方入国管理局への在留申請の申請書等の提出を行うことができることとされているが、本人に代わって申請書等の提出を行えることをもって、本人からの委任状等を徴せずに、原則非開示とされている外国人登録原票の開示請求権を有することにはならないと考える。	要望者より下記意見が寄せられていますので、再検討をお願いします。 本来の要望根拠は、外国人に対する手続の利便性、委任状がとれない場合をあげた。しかし、法務省は、のみの返答で、については返答していない。 1. 認知等外国人の身分行為 外国人(父)が子の認知を講議している場合に、外国人(父)の本人確認、住所確認のために必要、認知があつて初めて親族となる。 2. 遺言 そもそも遺言は遺言書の存在そのものを秘蔵するのが通例であり、推定相続人に開示することとは異なる。ところが、遺言では手続上、推定相続人を確定する必要がある。 3. 相続人の確定 相続人間等で紛争を未然に防止するため遺言分割協議書などを作成する場合に必要。 4. 帰化等の国籍取得手続 帰化等の国籍取得手続の際、記載事項証明書が要求されるが、帰化に反対する同意していない親族に関しての記載事項証明書の交付申請ができない。 2. 外国人登録原票が現在、公私の各種手続において本人確認等の資料として戸籍簿本、住民票の代替えとして運用されている現実を見れば、国際化が進行する現在、外国人の利便性を重視すべき時期であつて、法務省はこの流れに対してどのように対応されるようとしているのか。	登録原票記載事項証明書には、当該外国人のプライバシーに関わる事項が多く含まれていることから、外国人登録法第4条の3において原則非開示としたうえで、交付を請求できる者が限られているものであり、当該外国人本人の同意を得ていない者にまで開示請求を認めることは適当ではない。 なお、弁護士及び簡易裁判所における訴訟代理関係業務に従事する場合における司法書士については、委任状がなくとも登録原票記載事項証明書の交付請求ができるとされているが、これらの者については、訴訟代理権が付与されていることを考慮し、訴訟等において相手方当事者の身分関係及び住居関係を速やかに把握する必要性等から登録原票記載事項証明書の交付請求権が認められているものである。	日本行政書士会連合会	1	A	外国人登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる者に行政書士を指定されたい。	外国人登録法施行令第2条の外国人登録原票記載事項証明書の交付を請求できる者に、行政書士を加えて指定されたい。	1. 「現状」外国人登録原票は原則として非公開とされ、運用上外国人本人や関係行政機関等からの求めに応じ限定的に公開されてきた。しかし、近年外国人と我が国の関わりが深まるにつれ、これまで以上に種々の法的関係の中に置かれることが多くなったことから、開示の社会的要請が高まり、平成11年の外国人登録法改正により、従来の運用を廃止し、登録原票の開示に関する規定が第4条の3で設けられたとされます(以上「出入国管理外国人登録業務六法」解説より)。その結果、現在、「物的法律の規定に基づき(請求があった場合)に於て、外国人本人、「国籍の親族又は本人の代理人、国の機関又地方公共団体、弁護士その他の法令で定める者」から請求があった場合に限って、登録原票の開示が認められています」(以下「1」)では、記載事項証明書の交付は、の機会として、行政書士は、の機会として、記載事項証明書の交付を請求することが認められています(司法書士法第3条第1項第2号)、「氏名及び住所(第2号)」。 2. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 3. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 4. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 5. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 6. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 7. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 8. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 9. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 10. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 11. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 12. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 13. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 14. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 15. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 16. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 17. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 18. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 19. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 20. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 21. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 22. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 23. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 24. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 25. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 26. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 27. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 28. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 29. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 30. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 31. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 32. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 33. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 34. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 35. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 36. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 37. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 38. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 39. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 40. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 41. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 42. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 43. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 44. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 45. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 46. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 47. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 48. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 49. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 50. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 51. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 52. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 53. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 54. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 55. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 56. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 57. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 58. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 59. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 60. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 61. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 62. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 63. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 64. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成(以上、行政書士法第3条の1第1項)。更に更に提出する書類等に署名・捺印する手続について代理すること、(契約その他に関する書類を代理人として作成すること)。以上、行政書士法第3条の1第1項)を行政書士の職務として、その職務の範囲内で行うことは当然と見做す(以下「2」)。 65. 「必要性」行政書士は、行政法上多岐の手続の円滑な実施に際し、あわせて国民の利便に資すること、をその目的としています(行政書士法第1条)。これを受けて、今は、「官公署に提出する書類」「権利義務又は事実証明に関する書類」の作成									